第5弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金 ~採択者向け事務取扱説明資料~

- この資料は、第5弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金の交付決定を受けられた方が、「補助事業の実施」~「実績報告の提出」~「補助金の請求」をいただくまでに、ご注意いただく点等を記載した資料です。
- 必ず内容をご確認いただき、手続き漏れ等がないようにお願いいたします。 定められた手続きを怠った場合や失念した場合には、補助金の交付ができな い場合がございますので、十分ご注意ください。
- また、当初予定していた計画に変更が生じる場合は、事業計画の変更申請な どが必要となる場合がありますので、事前に事務局までご連絡ください。

1 はじめに

この説明資料は、第5弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金事業(以下「補助事業」という。)を実施していただくに当たり、補助金交付要綱を補足するものとして、ご留意いただきたい事項をまとめています。

事業実施並びに実績報告の提出に当たっては、以下の内容について十分に理解され、適切に実施していただきますようお願いします。

2 今後の事務手続き

補助事業の実施に伴う今後の事務の流れについては、甚大な天災の発生等特別の事情が 生じた場合を除き、次のとおりです。

項目	時期、期限等	補助事業者が行う事務	備考
補助金の 交付決定	令和7年11月28日		
補助事業の実施	令和7年11月28日 ^(※1) ~令和8年1月15日 ^(※2)	発注、契約等の締結、検 収作業、ステッカー ^(※3) の貼付、代金の支払い	
交付決定の 辞退	令和7年12月18日まで	辞退届(様式第2号)の 提出	交付決定の日から 20 日間以内
補助事業の中止又は廃止	令和 7 年 12 月 19 日以降必要に応じて	申請書(様式第4号又は 第5号)の提出	「中止」とは、事業着手後に何らかの状況変化により事業を中断し、令和8年1月15日 (**2) までに事業完了が見込めない場合をいい、「廃止」とは、事業着手後に何らかの状況変化により事業そのものを取りやめることをいいます。
事業計画の 変更等 ^(※4)	変更等の必要が生じたとき ・補助事業の実施場所 ・補助事業の内容変更 (整備品目の変更など) ・補助対象経費の配分変更 ・補助金額が減額となる変更	①電話、メール等による 相談 ②必要に応じ、変更承認 申請書(様式第3号) の提出	補助事業の実施場所や補助事業の内容変更、経費の配分変更など当初の計画を変更する必要が生じた場合は、早めに事務局にご相談ください。変更承認申請の手続きが必要になる場合があります。
補助事業 完了期限	令和8年1月15日 ^(*2)		令和 8 年 1 月 15 日 ^(*2) までに 事業が完了することが必要です。 なお、事業完了日は、代金の支払 日 ^(*5) 、検収日のうち、最も遅い 日となります。

項目	時期、期限等	補助事業者が行う事務	備考
実績報告書	補助事業が完了した日から30	実績報告書(様式第7号	実績報告に当たっては、証拠書類
の提出期限	日を経過した日又は令和8年	の 2)の提出 ^(※7)	等の添付が必要となります。
(%6)	1月15日 (※2) のいずれか早		「期限延長の申出」を行った場合
	い日		は、令和8年1月31日が期限で
			す。
補助金の額	実績報告書の受理後、概ね30		
の確定通知	日以内		
補助金の	補助金の額の確定通知後	補助金交付請求書(様式	
請求		第8号) の提出 ^(※8)	
補助金の	補助金交付請求書の審査後		ご指定の口座に振り込まれます
支払い			

- ※1 事業開始は補助対象経費が発生した日(発注日)以降でなければなりません。令和7年5月30日から令和7年11月27日までに発生した補助対象経費がある場合は、その経費が発生した日(契約日等)が事業開始の日となります。
- ※2 購入物の納入状況等やむを得ない事情により事業を完了することができない場合に、期限延長(最長令和8年1月31日)の申出を行った場合には、その申出による事業完了予定の日。
- ※3 取得財産(設備・物品等:補助対象経費区分においては主に「機械装置・システム構築費」に計上した設備・物品等が取得財産になり得ます。「委託費」で計上したソフトウェアなども該当となる場合があります)のうち減価償却の対象となる場合は、設備・物品等の単価に要した経費の額が50万円(税抜)以上のものについては、県が作成したこの補助金に係るステッカーを、当該物件の見やすい場所に張っていただく必要があります(※ステッカーに記入する日は、「検収日」を記入してください)。また、そのステッカーを貼付していることが分かる写真を実績報告書に添付していただくことが必要です。なお、50万円(税抜)以上の物件がない場合は、最も価格の高い物件(10万円(税抜)以上)に貼付してください。
- ※4 補助事業開始の時期や完了の時期が申請時の計画と異なることとなった場合であっても、令和8年1月15日までに補助事業が完了する場合は、事業計画の変更等の手続きは必要ありません。
- ※5 補助事業は、令和8年1月15日までに支払いまで完了しなければなりません。令和8年1月15日までに 完了しない場合は、補助対象となりませんのでご留意ください。
- ※6 実績報告書の提出期限は令和8年1月15日です。 支払いが令和8年1月15日であっても、実績報告日は令和8年1月15日が期限となります。 (ただし、期限延長の申出を行った場合はその申出に係る日が期限となります。)
- ※7 提出された実績報告書について、佐賀県産業イノベーションセンター(以下「センター」という。)が、その内容を審査します。実績報告書に不備がある場合は、修正や追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ※8 補助金交付請求書(様式第8号)には「額の確定通知」の日付及び文書番号の記入が必要となります。実績報告時に併せて提出された請求書は記載要件を満たしていないため、改めて額の確定通知を受けて提出していただくことが必要です。

3 事業の実施における留意点

項目	留意点				
【 補助対象経費関係	1				
補助対象経費の減額	補助対象経費が実績報告段階で、				
と補助対象について	① 個人の場合 22万5千円				
	(伝統的地場産品製造事業所等については 20 万円未満)				
	② 法人の場合 45万円				
	(伝統的地場産品製造事業所等については 40 万円未満)				
	となるときは、補助金の算定額が下限を満たさず、この結果、補助が取り消されます。				
実施段階における	申請後の経済情勢や在庫変動等の要因で実施段階において見積価格が変動したことに				
事業内容等の変更	より、当初の補助対象経費配分の変更や事業内容を見直す必要が生じる場合がありま				
について	す。その理由及び変更の内容によっては、補助金額の減額だけでなく、計画の変更承				
	認の手続き(要綱第 11 条第 1 項第 2 号及び第 2 項)が必要となる場合があります。				
	内容によっては補助対象と認められない場合もありますので、その事実が判明したと				
	きは速やかに事務局にご相談ください。				
	特に、以下の場合は、変更承認の手続きが必須となります。				
	①補助対象経費の減額により交付決定時の補助金が30%を超えて減額となる場合				
	②補助対象経費間の配分変更が30%を超える場合				
実施段階における	実施段階において補助対象経費の総額が増減した場合には、その内容によって補助金				
補助対象経費の増減	の額も変更されます。				
と補助金の増減に	①補助対象経費が減額となった場合				
ついて	減額後の補助対象経費で補助金を算定します。このため、補助金の交付決定額の減				
	額が生じる場合があります。				
	②補助対象経費が増額となった場合				
	補助金の額は、補助対象経費変動前(当初の交付決定、又は、変更承認の手続きが				
	行われた場合は変更交付決定)の交付決定額が限度となります。				
10 万円未満経費の	補助対象経費は、一の契約当たり 10 万円(税抜)以上であることが必要です。				
取扱いについて	事業実施の結果、一の契約当たり 10 万円(税別)を満たさなくなった場合は、その額				
(分割払いなどにお	を控除した額で補助金が算定されますので、十分に注意してください。				
ける取扱いについて)	ただし、例えば、店舗の改装施工業者が 10 万円 (税抜) 以上となる見積書を提出 (又				
	は、改装施工業者と 10 万円以上となる契約を締結)された場合において、支払いの段				
	階で、その施工業者から個別に請求があった(例:分割での請求があった)結果、個				
	別支払額が 10 万円(税抜)未満となることは差支えありません。				
	この場合は、すべての請求・支払いを証する書類が必要となります。				

項目	留意点
【 代金の支払い関係	1
支払い方法について	補助対象代金の支払い方法については、Pay 払い、小切手又は手形での決済は認めら
	れていませんので、必ず次のいずれかの方法によって、支払ってください。
	なお、いずれも実行日は令和 8 年 1 月 15 日 $^{(lpha 2)}$ 以前であることが必要です。
	①指定金融機関口座への振り込み(ネットバンキングを含む。)
	②クレジットカードによる支払い
	※原則として、補助事業者の口座からの引落日が支払日となりますので、引落日が
	1月 15日 ^(※2) までになるように注意してください。1月 15日後の引落とし分
	は補助対象となりません。なお、クレジットカード決済に伴い、1月15日前の日
	付で領収書が発行されている場合は、引落日が 1 月 15 日後となっても差し支え
	ありませんので、当該領収書の写しを提出してください。
	③現金払い
支払い対象経費の	補助対象経費を支払うときは、補助事業の対象経費であることが明確に判別できるよ
明確化について	うに、可能な限り、他の支払い案件とは分けて支払ってください。
	(同一業者への支払いであるという理由で、補助対象案件とは別の案件と合算した支
	払いは避けていただくようにしてください。)
振込手数料の取扱い	振込手数料は補助対象とはなりません。代金支払いにおいて、口座振込手数料を含ん
について	だ額として処理されている例がありますが、この場合は、代金から口座振込手数料を
	控除した額を補助対象経費として、補助金額を算定します。
	(※これは、振込手数料相当額を納入業者が実質的に負担(=値引き)することにな
	るためです。)
【 その他 】	
対象経費について	補助事業の対象経費は、交付決定に係る申請内容と同じ内容であることが必要です。
	交付決定時に予定していないもの(物品、経費)については、原則として補助対象経
	費とはなりません。
契約書について	補助事業の対象経費については、契約の成立を確認する必要があります。
	このため、契約書(売買契約書、請負契約書、委託契約書等)の取り交わし、又は、
	発注書及び請書(受注書)等の作成を行ってください。
	※詳細は、15 ページを参照してください。
証拠書類の保管に	支払い関係を証明する請求書、払込書、領収書等の経理関係書類を提出してください。
ついて	(証明する資料がない場合は、補助対象経費として認められない場合があります。)
	なお、提出に際しては、これらの書類の「写し」を提出してください。
	(原本は、補助事業者において交付要綱に定める期間は、保管の義務があります。)

4 実績報告書の作成

【報告書各様式の記載】	【報告書各様式の記載】							
記載内容について	詳しくは、9ページ以降の「実績報告記載例」を参照してください。							
実績報告書添付の経理書類関係 】※提出は、A4 サイズ用紙でお願いします。								
添付する証拠書類に	実績報告書には見積書、契約書又は発注書及び請書(受注書)、納品書、検収書、請求							
ついて	書、領収書などの証拠書類の写しを添付してください。							
	現地調査等において確認が必要な場合がありますので、原本は、令和 13 年 3 月 31 日							
	まで補助事業者において保管してください(要綱第 11 条第 1 項第 6 号)。							
検収記録 (検収書) に	補助対象経費のうち物品等の納入に当たっては、検収を行い、その記録として「検収							
ついて	書」を提出いただく必要があります。							
	ただし、当該取引において、検収書等の書式等がない場合は、納品書に、「検収日」「検							
	収者の職・氏名(自署又は記名押印)」及び「発注どおりに納品されたことを確認した」							
	などの「検収記録」の文言記載があれば、それによることができます。							
	※詳細は、16 ページを参照してください。							
実施段階において	契約を予定する業者の見積書を徴取のうえ、添付してください。							
申請時とは異なる	この際、見積もり比較が必要となりますので、比較対象の1者(中古物品の場合は2							
業者と契約する場合	者)からの見積書も併せて提出してください。							
	なお、契約を予定する業者について、その業者との随意契約による場合は一者選定理							
	由書を、その業者が県内業者であり見積もり額が県外の事業者の見積もり額より高額							
	となる場合はローカル発注調書を補助金交付申請時と同様に改めて提出してくださ							
	UN.							
【 実績報告書添付の	写真関係 】※詳細は、18~21 ページを参照してください。							
写真について	写真は、プリント版そのものを提出するのではなく、画像を A4 用紙に貼り付けたも							
(共通事項)	のを提出してください。(用紙1枚当たり4画像を限度に貼り付けてください。)							
	また、貼り付けた写真の内容が分かるように、写真説明を付記してください。							
	(例:○○工事改装前、○○工事改装中、○○工事竣工後 など)							
同一種の物品が複数	補助対象物品については、原則としてすべて各個のカラー写真を提出いただきます。							
ある場合の写真に	例えば、飲食店における注文用のタブレット端末など、同じ品目で複数ある場合に代							
ついて	表物だけとすることはできず、個々の品番等が確認できる写真が必要となります。こ							
	れらの確認が可能であれば、一枚の写真に収めて提出することは差し支えありません。							
	なお、同種の物品数が多数となる場合で、納品された時の梱包箱などに物品の品番と							
	個数が表示され又は納品書にすべての品番が記載されている場合など、その内容が確							
	認できる場合は、当該梱包箱を開封し物品が取り出されていない状態での写真を提出							
	されて差し支えありません。							

機械装置・システム	(1) 工作機械、車両、厨房機器な	ど機械・機器に係る写真				
構築費に係る写真に	① 正面、側面及び製品番号等がれ	つかる箇所の写真				
ついて	② 県ステッカーを貼付したときは、それが分かる写真					
	(※ステッカーに記入する日は、「検収日」を記入してください。また、記載された「検収					
	日」が読み取れるサイズの写真	真としてください。)				
	③ 設置状況が分かる写真					
	(2) 在庫管理や予約管理などの管理システム・ソフトの写真					
	① 購入ソフト等のパッケージ等の	の写真				
	② パソコン等で立ち上げた際の	メニュー画面と作業画面の写真				
	③ 県ステッカーを貼付したときに	は、それが分かる写真				
	(※ステッカーに記入する日は、「	検収日」を記入してください。また、記載された「検収				
	日」が読み取れるサイズの写真	真としてください。)				
	(※ステッカーは、パッケージ又は	まシステムが導入されたパソコン等に貼付してください)				
展示会への参加など	展示会の内容や活動の様子が分かる	写真を提出してください。				
展示会等出展費に係る	複数回に分けて実施された場合は、	そのすべての活動について、提出してください。				
写真について						
外注費(店舗等改装費	次の写真を提出してください。					
など)に係る写真に	① 店舗名や事業所名などが分かる	外観写真(店舗等全景)				
ついて	② 改装前の内部写真(各箇所毎)~					
	③ 工事中写真	23④の写真は、可能な限り、同一方向から				
	④ 完成時写真	撮影されたものとしてください。				
	⑤ 改装後の営業状況写真(※実績	報告時において既に営業の実績がある場合)				
	⑥ 平面図又は見取図(立面図があ	るときは立面図を含む。)				
新商品の開発等の	次の写真を提出してください。					
開発費に係る写真に	① 原材料の準備時の写真 ② 開発	発過程、制作中の写真 ③ 試作品の完成写真 等				
ついて	なお、陶磁器の開発において、「型」	を補助対象経費としたときは、「原形・捨て型・				
	ケース型・使用型」等の各写真を撮	影してください。試作開発するために用いる「型」				
	が複数あるときは、可能な限り全て	の「型」を撮影してください。				
ホームページや動画	【委託費】ホームページ (HP) や	EC サイトなどの WEB 制作委託や動画作成委託等				
作成、チラシの作成	については、見本例を佐賀県産	業イノベーションセンターのホームページに掲載				
など委託費、又は、	していますので、参照してください。また、ホームページ関連(WEB 関連)以外					
広報費に係る写真に	の委託費につきましては、別の見本例を掲載しています。					
ついて	【広報費】チラシやパンフレット等印刷物(委託費ではなく広報費の場合)について					
	は、成果物そのものを提出される場合を除き、その内容が分かる写真を提出して					
	ください。					
その他	【エコタイヤ】装着する車両の写真	(タイヤの本数が分かるよう)				
	①ナンバープレートの写真					
	②エコタイヤの型番がわかる写真					
	③エコタイヤ装着後の写真					

5 実績報告書の提出

(1) 実績報告書の様式

佐賀県産業イノベーションセンターのHPに様式データを掲載していますので、必要 に応じダウンロードしてご利用ください。

☞検索サイト: https://sagaperch.jp/news/000309.php

キーワード検索: 佐賀県産業イノベーションセンター000309

(2) 実績報告書及び関係書類の提出方法

後掲の記載例を参考に作成し、メールにて、送信文の表題には【単身枠・申請事業者名】 を記載して、報告期限日までに下記事務局あてに提出してください。

実績報告書に補正が必要な場合がありますので、補正作業を円滑に進めるため、実績報告書については「ワード文書」のデータにて、添付書類についてはPDF版の方法での提出をお願いします。

なお、メールでの提出が困難な場合は、報告期限日までに投函の上、郵送にて提出ください。

【メールの場合】 🐨 chingin@sagaperch.jp

【 郵送の場合 】 ☞〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝 114 佐賀県産業イノベーションセンター内 補助金事務局 単身事業者支援枠担当

(3)提出期限

令和8年1月15日(木)

※期限延長(最長 令和8年1月31日)の申出を行った場合には、その申出による事業完了予定の日

6 補助事業で取得した財産の管理、処分

- (1)補助事業によって取得した財産(物品、設備、装置等)は、補助事業期間終了後においても、補助金交付の目的に従って運用するようにしてください。
- (2)10万円以上の物件については、取得財産管理台帳により管理することが求められています。

- (3) 単価 50 万円以上(税抜き)の機械、器具、備品及びその他の財産については、その処分を制限することとし、その制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とします。
- (4) 処分が制限された財産を定められた期間を経過する以前に処分しようとするときは、 あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。
- (5)取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部若しくは一部 をセンターに納付しなければなりません。

7 その他

- ①各種手続きでメールでのご連絡をされる場合は件名に「【単身事業者支援枠・申請事業者名】○○○の件」にように内容が分かるかたちで記載をお願いします。
- ②補助事業者の名称の変更及び住所(所在地)、代表者の変更があったときは、速やかに 事務局まで報告してください。

【お問い合わせ先】

佐賀県産業イノベーションセンター 補助金事務局

電 話 0952-37-1688 fax 0952-37-1710 メール chingin@sagaperch.jp

実績報告 記載例

様式第7号の2 (第15関係) (単身事業者支援枠)

令和7年 ○月 ○日

佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

補助金申請書に記載と同じ内容

で記入してください。申請後に

変更があった場合は。事務局に

ご連絡ください。

事業完了日から 30 日以内又は令和 8 年 1 月 15 日*のいずれか早い日を、和暦(以下、同様)で記入してください。

【補助事業者】

事業場所在地 〒000-000

佐賀県○○市△△町××番地

事業場名 株式会社〇〇〇〇〇

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等。申請する事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入。)

代表者役職・氏名 代表取締役 ○○ △△

事業担当者名 総務課 □□ ▽▽

頭文字が大文字になっている場合は、正 しいアドレスであることを確認してくだ さい。

(申請者本人又はその従業員に限る)

電話 ××××-×××××

E-Mail ·····@···.··

第5彈佐賀県中小企業生産性向上支援補助金 実績報告書

令和7年11月28日付け佐産イ第2200号により補助金交付決定の通知[があり、令和7年月日付けさ佐産イ第号により変更交付決定の通知]があった第5弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金について、下記のとおり事業を実施したで、第5弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告

記

- 1 事業実施結果報告書(別紙1)
- 2 事業経費実績書(別紙2)
- 3 補助事業に係る経理書類の写し(見積書、身
- 4 補助金の振込を希望する銀行通帳の写し (表紙及び口座情報がわかるページ)

変更交付決定を受けている場合は、変更決定の日 及びその文書番号を記入してください。複数回の 変更がある場合は、そのすべてを列挙してくださ い。変更交付決定がない場合は、この部分を削除 又は取消線をかけてください。

※ 【提出時削除】複数回変更交付決定を受けている場合は、変更交付決定の日及び文書番号を 列記すること。

様式第7号の2別紙1 (第15条関係) (単身事業者支援枠)

第5 弹佐賀県中小企業生産性向上支援補助金事業実施結果報告書

	*「補助金交付申請書」中「4事業実施計画書」の「事業計画名」を記
市	入してください。
事業計画名	*事業目的の変更は認められませんので変更が生じる場合は「廃止承認
	申請」の手続きを取ってください。
	令和7年〇月〇日 ~ 令和7年〇月〇日
市业存作和目	令和7年O月O日 ~ 令和7年O月O日 *「事業に着手した年月日~事業完了年月日」を記入してください。
事業実施期間	

※事業実施期間の終期は、最終の支払い完了日(前金払いの場合は、最終の検収日)を記載してください。

I 補助事業者の概要

	97×10/95							
事業場名等	000000							
	(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等。申請する事業場が本店ではなく							
				支店等の場合	合は、企業名の後に支店名等を記入。)			
所在地	〒○○○-○○○							
(事業を実施								
した場所)								
代表者	職名:	代表		氏名:	00 ΔΔ			
事業担当者	職名: 氏名: □□ ▽▽							
丰本和小本	電	話番号:	××××-	××××-××××				
事業担当者	ファック	クス番号: ××××		×-××-××				
連絡先		E-mail:	@					

添付書類

・補助事業の成果物 (写真等)

※同一商品を複数購入の場合は個体識別番号の写真を添えること

- ・設置前と設置後の写真(取付等の工事が必要な場合)
- ・店舗等外観写真(店舗名や事業所名が入り、店舗の実態が確認できるもの)
- ・その他所長が必要と認める書類

頭文字が大文字になっている場合は、 正しいアドレスであることを確認して ください。

II 事業実施結果の詳細

事業の実施実績(経過及び具体的内容)

※補助事業計画書「事業の実施内容」の項目ごとに実績を記載すること

【記載例】

〈具体的な取組概要を記載する。〉

○○の課題を解決するため、○○・・・・・・に取り組むこととした。

〈具体的な取組を記載する。〉

取り組むに当たって、まずは関係する○○・・・と具体的な取組の手順について検討し、○○から着手することとした。その後○○・・・・、○○・・・・と順に進めていくこととした。

〈取組完了等を記載する。〉

検討した手順に従い取組を進め、計画どおり〇〇・・を購入・設置することができた。 また、設備の取り扱いについて、納入業者を招き説明会を開催して社員にその取り扱いを徹底した。

事業の効果または今後期待される効果

※当該事業の実施により、どのような効果があったのか、補助事業計画書「事業実施により見込まれる効果」ならびに「効果の測定方法」に関連させて記述すること。

【記載例】

〈「事業実施計画書」の「取組の効果」に沿って数字等を上げて具体的に記載する。〉 取組を実施した結果、事業実施計画書に記載したとおり、次の効果が認められた。

※事業が完了したばかりで、具体的な成果がまだ確認できないときは、想定される効果を記載してください。

今回の HP 開設の取組は、多くの顧客を獲得し、販売に結び付くことが確認され、今後も HP を充実していくことを通じ更に多くの顧客を獲得することができるものと考えており、当社の経営基盤強化に繋がるものと確信している。

☆ • • • •

III	事業の開始から完了までの実績スケジュール						
	項目		年	三 月			
	【機械装置・システム構築	費】					
	発注・・・・・・		令和□年○月△日				
	納品・検収・・・・・・	•	令和□年○月△日				
	支払い・・・・・・・		令和□	年○月△日			
	【委託費】						
	発注・・・・・・		令和□	年○月△日			
	納品・検収・・・・・・		→ 令和□	年○月△日			
	支払い・・・・・・・		令和□	年○月△日			
	※事業実施####		4.0 2.				
			· · - · - · - · ·	ジュール」の順に、できれば経費区分間と一致させてください。			
IV	経費内訳総括表(詳細は事業	業経費実績書 (株	様式第7号の1別紙	2) に記載、単位:円)			
	補助対象経費区分	事業に要した 経費 (税込)	補助対象経費 (B) (税抜)	補助金交付請求予定額 (C)=(B)×2/3 以内 (千円未満 (※伝統的 業者は、(E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E)			
	機械装置・システム構築費	000		順に記載してくださ			
	広報費			(1).			
	展示会等出展費						
	開発費						
	資料購入費						
必要のない経費	雑役務費			補助対象経費(税抜)の合計額を基礎に			
の行は、削除し	借料			計算し、千円未満を切り捨てた金額を記			
て差し支えあり	専門家謝金			入してください。			
ません。	委託費	$\Diamond\Diamond\Diamond$.	\\ \(\cdot	*補助対象経費が「補助金交付申請」時を超えることになっても増額は認めら			
	外注費(工事費)			れませんのでご注意ください。			
	運搬費						
	研修費						
	合 計	₩₩	00	××····			
	※補助金交付請求予定額 (C) を	計算果、金	額が交付決定額を超く	マ場合は、増額分は自己負担と			
	なり交付決定額が補助金 <mark>経費</mark>	区分毎に実績額の総	総額を記入してくださ	消費税額を抜い			
V			請において計上されて	た金額を記入し			
	事業に要する経費 の合計 (税込)	かった経費を計上す	ることはできません。	てください。 と補助金交 付請求予定額の相違			

 $\times \cdot \cdot \cdot$

 \triangle

様式第7号の2別紙2 (第15条関係) (単身事業者支援枠)

「補助金交付申請書」中「6経費明細表」 の順に記載してください。

第5彈佐賀県中小企業生産性向上支援補助金 事業経費実績書

(単位:円)

補助対象 経費区分	品名・	実施内容等	仕様・型式 ・実施概要等	数量	単位	補助事業に要す る経費(税込)	補助対象経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
	業務用大	型オーブン	TM550-N1	1	台	00	00	00	請求書に内
	冷蔵庫		◇・・・型	1	台	00	00	00	
	無線アク	セスポイント	SRTAP-···	2	台	00	00	00	明細が記載
		末用タブレット	TBL-···	16	台	00	00	00	れている場
機械装置・	セルフ端	末用クレードル	TBLJD-···	16	台	00	00	00	は、請求書
システム構	集合充電		TCS	4	台	00	00	00	とに一式と
築費	セルフオ ケージソ	-ダー基本パッ 'ト	RelaxOrderNS	1	式	00	00	00	てまとめて 載されて構
	セルファ 立上・ 費	- ダーシステム 量及び操作指導		1	式	00	00	00	ません。
							小計	$\triangle \triangle \triangle \cdot \cdot$	備考欄に請
	PR 重	成		1	式	00	00	00	○○社会社名を記
委託費									してくだ
							小計	$\triangle \triangle \cdot \cdot$	い。
注意】必要は	品目が複数	行を増やし のときは、そのす してください。	てください。	糸		額を「IV経費内訳「合計」欄に記入い。	合計	「小計」金額を「IV経費費区分毎の「補助対象網	
								入してください。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

実績報告書作成チェック表

- ・補助金実績報告書作成のチェックリストとしてご活用ください。報告書に添付の必要はありません。
- ・添付資料についての詳しい説明は、次のページ以降をご参照ください。

		チェッ		チェック内容	V
	①-1 報告書の日付			事業完了日から起算して30日以内の日又は令和8年1月15日 (期限延長の申出をした場合は、延長後の日)のいずれか早い 日以前となっているか	
	1)-2	住所・代	表者名等	交付申請書と違いはないか(変更がある場合は連絡済か)	
	①-3	補助金交	付決定通知番号	単身事業者支援枠: 令和7年11月28日付け佐産第2200号、 としているか	
	②-1	事業計画	名	交付申請書と同じか	
	②-2	事業実施	期間	事業の始期及び終期は実績スケジュールと整合が取れているか	
	②-3	I 補助事	業者の概要	交付申請書と同じか	
	3	Ⅱ事業実	施結果の詳細	実績スケジュールに沿って、具体的に記載しているか	
	4 -1	Ⅲ実績ス	ケジュール	発注書、受注書、契約書、納品書、払込書等と整合しているか	
	4 -2		共通事項	補助対象経費の名称や金額は間違いないか	
実	IV経	費内訳	*** 7 = 2 = 1 + 1 + = + 1 \	補助対象経費の減額がある場合は、30%以内に収まっているか	
績	総	括表	変更承認要件非該当	経費区分間の流用がある場合は、30%以内に収まっているか	
報	⑤事	業経費実績	責書(別紙2)	経費区分ごとに正しく記載しているか	
告			機械装置・システム	正面、側面、型番号、ステッカー貼付状況等に漏れはないか	
書			構築費	同じものが複数ある時は、それらの全てが判別できるか	
の			展示会等出展費	ブース、商談状況などの活動状況が判るものとなっているか	
記載	1	写真※	外注費	改装工事:改装前~改装後、利用状況までの全体が判るか、 平面図等はあるか	
内			開発費	取組開始から試作、完成までの過程が判るものが揃っているか	
容			HP 等の Web 関係	トップページ、メニュー画面、構造図等	
			見積書	申請時と異なる場合、新見積書、一者選定理由書等はあるか	
			契約書	契約の事実が判る契約書(又は発注書及び請書等)はあるか	
			納品書	納品の事実が判る書類等はあるか	
	2	契約書	検収書	検収日、検収者、印、検収結果が記載されているか	
	2	等 	請求書、領収書	請求書や支払いを証する書類はあるか 振込手数料を代金のうちに含めて支払っている場合、その費用 を補助対象経費から控除しているか	
			日付	各書類の日付は、実績スケジュールと整合しているか	
			写し	各書類は原本ではなく、「写し」を提出しているか	
	3	原材料等	の使用状況の資料	原材料やチラシなどの数量が判る資料があるか	
	4	雑役務費		労働契約書や勤務実績簿などの書類(写し)はあるか	
	5	補助金入	金の銀行通帳の写し	通帳の表紙と通帳見開き1ページ目の口座名義人(カタカナ表記部分)	

[※]写真については、例示的に示しています。経費内容に応じて取組状況が判る写真の提出をお願いします。

I 物品売買等契約書の写し

(1) この補助金は、国や県の税金をもとに交付されるものです。

このため、補助事業の適正な遂行が確保できていることを挙証するため、可能な 限り、契約書を締結してください。

業務委託(委託費)や工事(外注費)などの場合は、「請負」となりますので、契約書を必須としています。(特に、工事の場合は、建設業法の規定により、工事請負契約書は必須となっています。)

- (2)「紙」による契約書の締結では、印紙税法に定める収入印紙の貼付及び「消印」が必要です。
- (3) なお、物品売買契約の場合で、契約書締結の取引慣行にない場合は、契約書に代えて、次のものを「必ず」添付してください。
 - ①発注書(必須)

整備品目について、納入予定事業者に発注したことを証するため必要です。 「注文書」とも呼ばれることもあります。

②請書(又は受注書)

納入予定事業者が、受注を約したことを証するため必要です。「受注書」又は「受注請書」と呼ばれることもあります。

ただし、適切な納品書があるときは、この請書(又は受注書)は、これを省略することができます。

(4) 契約書(又は発注書・請書)に、支払条件(支払日や分割支払い等)が定められている場合は、その条件は遵守してください。

Ⅱ 納品書の写しと検収書、請求書の写し

- (1)納品書や請求書に記載された日付と、契約書等に定めた納期や支払期日の日付などに齟齬がないか、確認してください。
- (2)納品された品目の数量が正しいか、又は、正常に稼働するか等について検査=検収=を行い、その結果を、「検収書」として作成し、提出してください。

検 収書

検 収 日: 令和7年○月○日

検 収 者:株式会社佐賀産業 代表取締役 佐賀太郎 (代表者印)

又は

検 収 者:株式会社佐賀産業 総務課長 鍋島花子(自署又は記名押印)

発注内容: 品名 単価 数量 金額

「上記発注条件どおりに納品されたことを確認した」など

なお、納品書の余白に、以下のような検収記録を手書き等で記載することでも差し 支えありません。(この場合は、納品書に品名や数量等が記載されているため、「発 注内容」の項目を省略できます。)

検 収 日:令和7年○月○日

検 収 者:株式会社佐賀産業 代表取締役 佐賀太郎 (代表者印)

又は

検収者:株式会社佐賀産業 総務課長 鍋島花子(自署又は記名押印) 検収結果: 「発注条件どおりに納品されたことを確認した」 など

(注)代表者名(氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

(3)請求書は、支払先の事業所名(法人名、個人事業者名、本支店名など)や、支払 先の金融機関情報に留意していただき、誤りなく代金が支払われるよう注意してく ださい。

請求書(領収書)については、原則として「適格請求書(領収書)」(=インボイス対応済のもの)を業者(受注者)から取得していただき、これを提出してください。 (ただし、業者(受注者)が免税事業者等の場合は、この限りではありません。)

Ⅲ 支払いを証する書類の写し

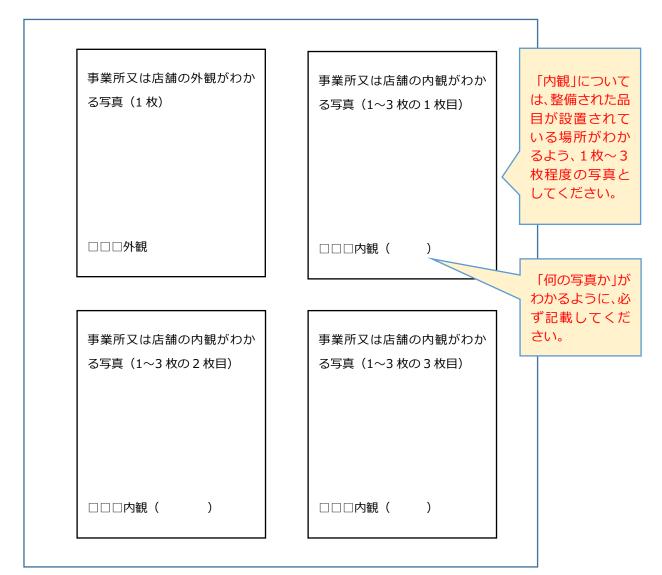
(1) 代金を現金で支払った場合は、領収書の写しを添付してください。(レシートは 不可となっています。)

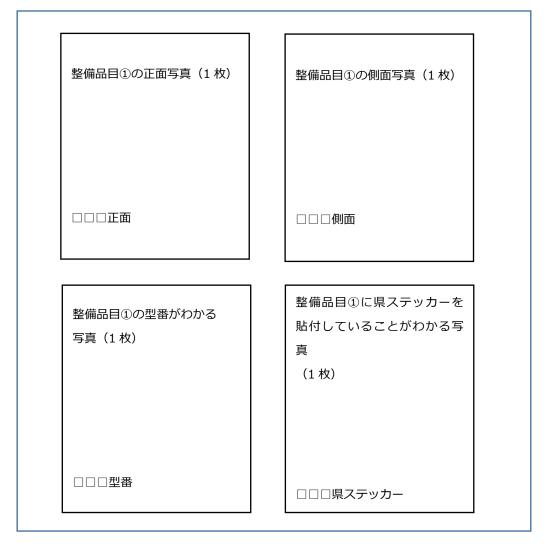
なお、紙による領収書には、印紙税法に基づく収入印紙の貼付及び消印が必要です。

- (2)代金を金融機関で振込の方法で支払った場合は、振込依頼書(金融機関の受付印が押されたもの)の写しを添付してください。
- (3) 代金をネットバンキング振込の方法で支払った場合は、振込画面のコピーを必ず 添付してください。
- (4) 金融機関引き落としの方法で支払った場合で振替依頼書等の写しがない場合は、 預金通帳の該当箇所についてコピーを取り、預金通帳の表紙と併せて、添付してく ださい。(該当箇所以外の取引は、コピーの際、黒塗り等にして差し支えありません。)
 - ※法人の場合は、法人の口座からの引き落としが必要です。
- (5) 支払いは、補助事業者の口座からの引落される場合は、引落日が支払日となりますので、引落日が1月15日(※期限延長(最長令和8年1月31日)の申出を行った場合には、その申出による事業完了予定の日(以下同じ。))までになるように注意してください。1月15日後の引落とし分は補助対象となりません。なお、ネットショッピングなどの場合は、1月15日前の日付で購入等が確定している場合や領収書等が発行されている場合は、引落日が1月15日後となっても差し支えありませんので、当該領収書等、購入の事実がわかる資料の写しを提出してください。

N 写真

- (1)写真(カラー)については、A 4判の用紙1枚につき、4枚以内を貼付してくだ さい。
- (2) 写真は、物品(整備品目)の個体が認識されるものについて、それぞれ撮影してください。なお、同一種の物品が複数ある場合は、その全てを確認できるよう撮影されたものであることが必要です。
- (3)写真貼付のイメージは下記のとおりです。写真の説明を、写真右又は写真下に「必ず」記載してください。





- (注1) タブレットなど厚みのない機器については、側面の写真は不要です。
- (注 2)「機械装置・システム構築費」の単価 50 万円以上(税抜き)の設備・物品(50万円以上のものがない場合は、もっとも高額のもの)については、見やすい場所(可能な限り正面とし、正面に貼付する場所がないときは、背面又は側面でも可。)に配布した県ステッカーを貼付したうえで、その県ステッカーが判別できるように撮影してください。なお、整備する設備・物品が、すべて単価 50 万円未満(税抜き)の場合は、最も価格

なお、整備する設備・物品が、すべて単価 50 万円未満(税抜き)の場合は、最も価格 の高い設備・物品に貼付してください。

- (注3)整備品目が複数あるとき、又は、整備品目の個体が認識できるものは、上のイメージに 沿って、それぞれ撮影し、貼付してください。必要に応じて枚数を増やしてください。
 - 例) POSレジシステムで5台のハンディ端末があり、ステッカーの貼付が必要ないとき 2台目以降は、整備品目①の型番がわかる写真(各1枚)のみで可となりますので、 ハンディ端末5台分では写真は6枚となり、用紙は2枚となります。
- (注 4) 整備予定品目に、例えばケーブルなどの付属品がある場合は、それらを一括して撮影された写真を添付されても差し支えありません。この場合、写真の内容は、「付属品一式」とされて構いません。

(4)整備に当たり、付帯工事を必要とする場合

整備品目の設置前の写真(1枚)	整備品目の工事中の写真(1枚)
]
整備品目の設置後の写真(1枚)	営業中の写真(1枚)
□□□設置後	□□□開店後

- (注1)整備品目について、例えば電気設備工事や管工事などの付帯工事を必要とする場合は、 上記を参考に、それぞれの品目について、「工事前・工事中・工事後」がわかるように撮 影してください。
- (注2) 撮影に際しては、可能な限り、同じ方向から撮影されたものになるよう工夫してください。
- (注3) 実績報告時点において既に営業を開始されている場合は、営業の様子も撮影してください。

(5) エコタイヤを購入する場合

装着する車両の写真 ナンバープレートがわかる写真 エコタイヤの型番がわかる写真 エコタイヤ 装着後の写真 エコタイヤ本数がわかる写真 (複数枚) ※旧タイヤの写真:可能であれば

- (注1)「エコタイヤ」装着した車両の「ナンバープレート」判別できるように撮影してくださ
- (注2) 装着したタイヤ本数分かるよう工夫してください。 必要に応じて枚数を増やしてください。
- (注3)装着する車両が複数台あるとき、上のイメージに沿って、それぞれ撮影し、貼付してく ださい。必要に応じて枚数を増やしてください。

V 補助金振込先の金融機関口座情報

(1)補助金の請求及び支払い (朱書き部分が、事業者の方が行う手続きです。) 実績報告から補助金の支払いまでの流れ



(2) 口座情報の事前提出について

センターでは「補助金交付請求書」の提出を受け、内容確認後に、皆様の指定金融機関の口座に振り込むことになります。

補助金交付請求書(様式第8号)には、そのための口座情報を記載していただきますが、補助金の振込手続きを円滑に進めるために、実績報告の段階で、「預金通帳の表紙」と「預金通帳2枚目の口座名義人=特に、カタカナ表示されたもの=」の写しをあらかじめ提出していただきますので、ご協力をお願いします。
(※実績報告書(様式第7号の2)の「記4」参照)

なお、実績報告書で提出いただいた口座情報と異なる口座に、補助金の振込を希望される必要が生じたときは、変更後の「預金通帳の表紙」と「預金通帳2枚目の口座名義人=特に、カタカナ表示されたもの=」の写しを提出してください。

最後に 補助事業者の皆様へ

必要な手続きを怠ると、「補助金交付決定」が取り消される場合がありますので十分 ご注意ください。

なお、補助事業の実施状況について、電話等での問い合わせ、又は、訪問による現地 確認を実施することがあります。

内容を十分にご理解のうえ、事業を実施してください。 ご不明な点等ございましたら下記までお尋ねください。

- ※ 実績報告書などの各種様式は、佐賀県産業イノベーションセンターのホームページ に掲載していますので、必要に応じてダウンロードしてください。
 - ①検索サイトで「https://sagaperch.jp/news/000309.php」を検索キーワード検索:佐賀県産業イノベーションセンター000309
 - ☞ 2トップ(上位)に表示されているサイトをクリック
 - ☞ ③必要な様式をクリックしてダウンロード

(お問い合わせ先)

佐賀県産業イノベーションセンター

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金事務局

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

電 話 0952-37-1688

FAX 0952-37-1710

メール chingin@sagaperch.jp

※メールによるお問い合わせに対する返信は、開封した担当者のアドレスから行います。

(お問い合わせ時間)

平日9時~17時(12時~13時は除く)

佐賀県産業イノベーションセンター